

令和4年神審第33号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年11月11日04時25分半少し前

兵庫県姫路港広畑第1区

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A  
総トン数 499トン  
全 長 74.71メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台、電子海図システム及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ備え、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首2.0メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和3年11月11日04時14分姫路港広畑第1区の輸出岸壁を発し、関門港若松区に向かった。

ところで、姫路港広畑第1区は、同港中央部に位置し、同区北部には、北方に面した輸出岸壁及び広畑岸壁並びに南方に面した夢前岸壁、鴨田岸壁、中央岸壁及び鶴田岸壁がそれぞれ築造され、輸出岸壁に続いて南方に延びる護岸（以下「輸出護岸」という。）と広畑岸壁に続いて南方に延びる護岸（以下「広畑護岸」という。）の間の水域により港外に通じていて、輸出護岸北西方沖合及び広畑護岸南方沖合には、いずれも黄色光を発する簡易標識灯が設置されていた。

また、a受審人は、姫路港広畑第1区を航行するのが初めてであり、前日10日22時頃Aに乗船したのち、海図W134Bに当たり、同区の水路状況の調査を行って前示岸壁、護岸、水域及び簡易標識灯の各状況について確かめ、輸出護岸北西方沖合に設置されている簡易標識灯（以下「輸出護岸沖合灯」という。）の黄色光を左舷方に見たのち、針路を南に転じて輸出護岸と広畑護岸の間の水域を南下することを確認して出航したものであった。

a受審人は、0.5海里レンジとしたレーダー、1.5海里レンジとしたレーダー、電子海図システム及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、離岸操船に引き続き、操舵スタンド後方に立った姿勢で、単独で操船に当たって輸出岸壁北方沖合を西行中、広畑護岸南方沖合に設置された簡易標識灯（以下「広畑護岸沖合灯」という。）の黄色光

を認め、同黄色光を左舷方に見ていれば、港外に向けて支障なく航行できるものと思い込み、04時23分広畑導灯（前灯）から171度（真方位、以下同じ。）630メートルの地点で、針路を広畑護岸沖合灯の右方に向く203度に定めて自動操舵とし、8.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、04時23分半少し過ぎ広畑導灯（前灯）から177.5度760メートルの地点に達したとき、広畑護岸が船首方440メートルのところとなり、その後同護岸に向首接近する状況であったが、視認している黄色光を左舷方に見ていれば、港外に向けて支障なく航行しているものと思い、レーダーを活用して広畑護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、広畑護岸に向首続航し、04時25分僅か過ぎ出港作業を終えて昇橋した一等航海士から船首方至近に同護岸がある旨の報告を受け、左舵一杯にとり、機関を中立運転としたものの、及ばず、04時25分半少し前広畑導灯（前灯）から186.5度1,180メートルの地点において、Aは、船首が180度を向き、7.0ノットの速力となったとき、広畑護岸沖合の浅所に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力2の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、右舷船首部ないし右舷船尾部船底外板に凹損を伴う擦過傷、右舷ビルジキールの欠損、推進器翼に曲損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、姫路港広畑第1区において、出航する際、船位の確認が不十分で、広畑護岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、姫路港広畑第1区において、関門港に向けて出航する場合、広畑護岸に向首接近することのないよう、レーダーを活用して同護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、視認している黄色光を左舷方に見ていれば、港外に向けて支障なく航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、広畑護岸に向首接近する状況に気付かないまま進行して同護岸沖合の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年5月25日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭